

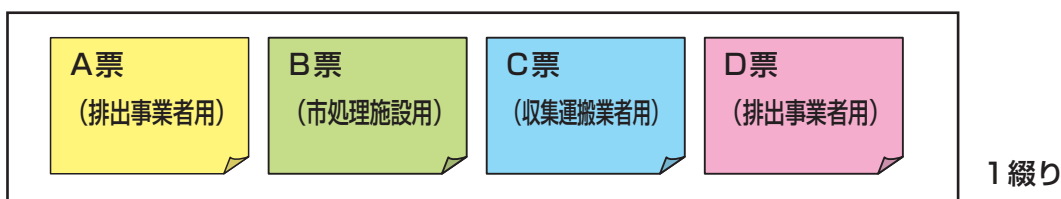
事業系一般廃棄物管理票(マニフェスト)

事業系一般廃棄物管理票(マニフェスト)は、廃棄物が適正に処理されたことを証明する大切な書類です。大津市では、産業廃棄物だけでなく、事業系一般廃棄物についてもマニフェストによって管理することを条例で定めています。

マニフェストが必要な排出事業者

- 1) 自己搬入で1回あたり200kg以上の排出事業者
- 2) 大津市一般廃棄物収集運搬業許可業者に委託する排出事業者

マニフェストは、4枚を1綴りとしています。



マニフェストは、大津市で販売していません。
大津市HPから様式をダウンロードして使用することも可能です。

大津市 事業系一般廃棄物管理票

検索

マニフェストの流れ

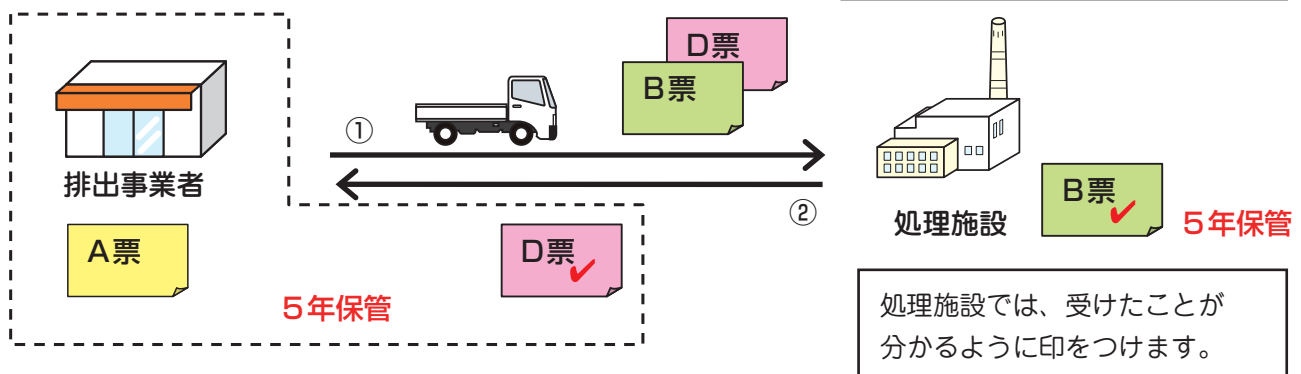
1つのマニフェストをそれぞれが保管することにより、排出事業者は、廃棄物を排出してから処理されるまでの流れを確認することができます。

1) 自己搬入

A票 B票 D票 に同じ内容を記載します。

C票 は不要

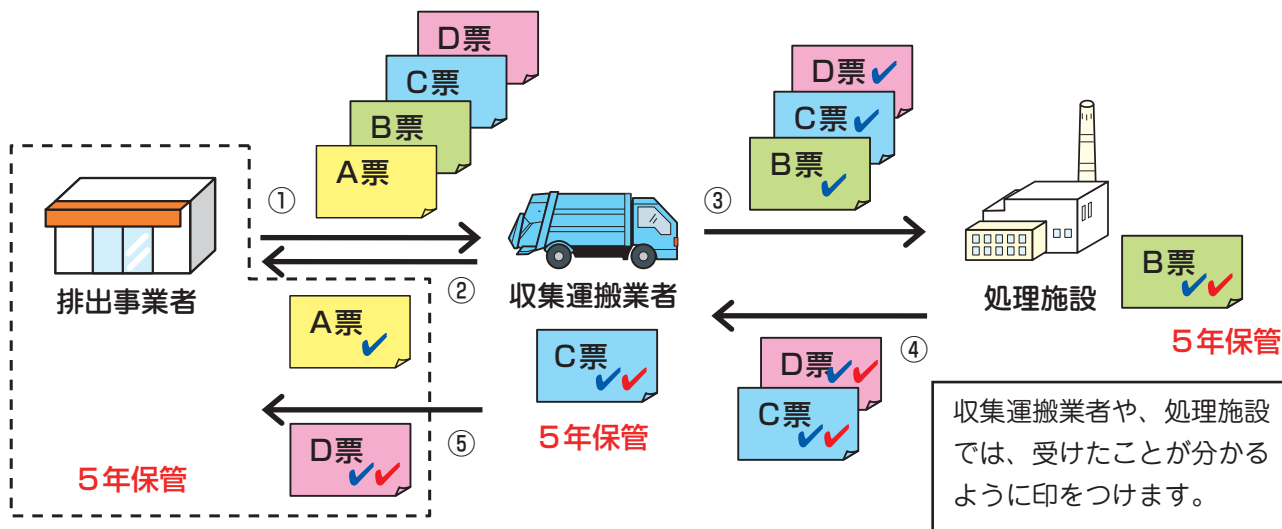
※ 収集運搬業者に依頼する場合のみ必要です。



2) 大津市一般廃棄物収集運搬業許可業者に委託



に同じ内容を記載します。



マニフェスト記入例

大津市 事業系一般廃棄物管理票(A票) (排出者用)

平成 年 月 日 発行番号()

排出事業者 臨時(200kg以上) 事業系一般廃棄物種類・量(kg)

〒	全体量		kg	受領印(許可業者) 年月日 処理施設受入印 検印(排出事業者)
住所	1 食品残渣		kg	
事業者名	2 木くず		kg	
TEL ()	3 剪定枝刈草		kg	
排出場所住所	4 紙くず		kg	
排出場所名称 (ビル名)	5 繊維くず		kg	
伝票作成者 (廃棄物管理者)	6 大型ごみ		kg	
所属	7 ()		kg	
氏名	8 ()		kg	
TEL ()	9 ()		kg	
収集・運搬業者	10 ()		kg	
業者許可番号	許			
住所	〒	車両番号	/	社目
事業者名		承認車両重量		累計
運転者名	TEL ()	車種	ダンプ・平ボディ・パッカー・コンテナ・その他	トン

許可業者記入

排出事業者記入

許可業者が廃棄物を受取った際に、受領印を押す。

排出事業者は、委託した収集運搬業者にマニフェストを交付した日から1か月以内にD票が返送されないとき、または廃棄物が不適正に処理されたおそれがあると認めるときは、当該収集運搬業者に対し必要な確認を行う等適切な措置を取るとともに、事業系一般廃棄物管理票未回付等報告書により、速やかに市長に報告しなければなりません。

